

## 救急救命士の出来る処置が増えました

症状が著しく悪化するおそれがある、または生命が危険な状態にある患者さんに対し、県の認定を受けた救急救命士が血糖測定、静脈路確保(点滴)、低血糖状態へのブドウ糖(薬剤)投与が出来るようになります。

処置を行うことにより病院搬送が数分長くなるおそれがありますが、患者さんに適した病院を選定することができ、症状の悪化を防止する可能性のある処置です。



## 搬送する病院は救急隊が選定します

救急隊は、あらかじめ定められたルールに従い搬送する病院を選定します。

栃木県の定めた「栃木県傷病者搬送・受入実施基準」に従い病院を選定し、受入れ可能と回答を得た病院へ搬送します。

## 消防隊と救急隊と一緒に出動する場合があります

搬送が困難な場合や高度処置が必要な場合は、救急隊だけでは対応が難しい場合があります。その時には消防隊も出動し、一緒に処置をさせていただきます。



皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点は石橋地区消防組合消防本部 警防課 0285-53-6167 までお問い合わせください。